

ようごかいせつ
用語解説

	項目	説明
*1	ちーむオレンジ サポーター	<p>オレンジサポーターなどで構成された認知症の人やその家族を中心に、地域の人や支援者、企業などが共に支える取組を行うボランティアチームです。</p> <p>※オレンジサポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターのうち、支援ボランティア活動者養成を目的としたステップアップ研修を受講した人のことです。なお認知症サポーターになるには認知症サポーター養成講座の受講が必要です。</p>
*2	こども食堂	<p>地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（こどもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする場合もあります）</p> <p>※大阪市が把握しているだけでも、約 386 カ所のこども食堂が活動中</p>
*3	市民後見人	<p>家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手</p> <p>※大阪市成年後見支援センター「市民後見人バンク」には、322 人が登録中（令和 5 年度末時点）</p>
*4	外国につながる市民	<p>大阪市では、施策・事業などの対象として考える場合には、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き上げてきた人、親が外国籍であることも、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用しています。</p>
*5	社会福祉協議会 (社協)	<p>社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした公共性と自主性を有する民間団体(社会福祉法人)です。地域住民や地域団体、民生委員・児童委員、行政、社会福祉施設などと協力のもと、互いにつながり、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、さまざまな活動を展開しています。</p> <p>※大阪市には、おおむね小学校区単位で「地域社会福祉協議会」があり、その活動を支援する「区社会福祉協議会」が24区に1カ所ずつあります。また、24 区社会福祉協議会を支援する「市社会福祉協議会」も1カ所あります。</p>

*6	善意銀行	<p>市民や企業、団体等からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関(高齢者や障がい児・者、児童等)や団体などに払出をするコーディネートをこなったり、助成金として活用することで、地域福祉の推進等に役立っている。</p>
*7	NPO	<p>さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を、NPO法人(特定非営利活動法人)といいます。 NPOは法人格の有無を問わず、さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p>
*8	クラウドファンディング	<p>アイデアなどを持つ人がインターネットを通じて世の中に呼びかけ、共感する人々から広く資金を集める方法 ここでは寄付(募金)の一種として取り上げていますが、投資・出資の方法としても活用されています。</p>
*9	ワンクリック募金	<p>Web上の決められたところをクリックすると、企業などがクリックされた回数に応じてNPOなどの団体に資金を送金する仕組み</p>
*10	民生委員・児童委員	<p>厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員。地域住民と同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を担うほか、高齢者や障がい者世帯の見守りなど地域福祉推進の担い手として様々な活動を行っています。 ※大阪市ではおおむね小学校区ごとに民生委員・児童委員の定数を設けており、市内合計で4,210人(うち主任児童委員は635人)です</p>
*11	地域福祉 コーディネーター	<p>地域福祉活動の推進役 地域によって、地域見守りコーディネーター、見守り推進員、地域福祉活動サポーター、つなげ隊、地域支援相談員など、様々な名称があります。</p>
*12	見守り相談室	<p>コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)を配置し、地域の見守り活動を支援するとともに、支援につながりづらい孤立状態にある方、複合的な課題を抱える世帯等に、分野・制度を問わず働きかけを行い、適切な支援につなげています。また、認知症による行方不明時の早期発見に向けたメール配信を実施し、早期発見・保護につながるよう、地域住民、関係団体とともに見守りネットワークの強化をめざして取組を行っています。 ※コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)とは、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結びつける地域福祉のコーディネーターのことで、市内24区社会福祉協議会に設置しています。</p>

*13	居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー・ 介護支援専門員)	介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、 利用者の希望や心身の状態などを考慮して、適切なケアプランを作成し、 市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関(人)
*14	相談支援事業所 (相談支援専門員)	障がいのある方などからの相談に応じ、自立した日常生活を営むための ニーズを把握して、適切なサービス等計画を作成し、市町村、サービス提供 事業者などとの連絡調整を行う機関(人)
*15	地域活動協議会 (地活協)	おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など 地域のまちづくりに関する様々な団体が集まり、話し合い、協力しながら、 さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくた めの組織 ※地域活動協議会の名称は「まちづくり協議会」「ふれあい協議会」「地域 まちづくり実行委員会」など地域によって異なります。
*16	地域包括支援 センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、主に次の4つの機 能を担う機関。①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント ※大阪市では、高齢者人口概ね1万人あたり1カ所となるよう、66のセン ターを設置しています。
*17	総合相談窓口 (ランチ)	地域包括支援センターと連携し、地域にお住まいの高齢者やその家族から の介護、福祉、保健に関する相談に応じる身近な相談窓口 ※大阪市では、地域包括支援センターと合わせて概ね中学校区ごとの相談 窓口となるよう、ランチを設置しています。
*18	障がい者基幹 相談支援センター	障がいがある方やその家族などからの相談に応じて、福祉サービスの利用 援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援 助、専門機関などの情報提供、障がい者虐待に関する通報届出の受理、障 がいを理由とする差別に関する相談などを行うことにより、地域における 生活を支援する機関 ※大阪市では、区ごとに24センターを設置しています。
*19	警戒レベル(5段階)	災害発生のおそれの高まりに応じて市民がとるべき行動を5段階に分け、 情報と行動の対応を明確化した防災情報 例)【警戒レベル3】危険な場所から高齢者等避難、【警戒レベル4】危険な 場所から全員避難
*20	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスの総称

*21	児童相談所	<p>18才未満のこどもに関わる家庭、その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、総合的な調査、診断、判定などに基 づき、必要な助言指導や施設入所などの援助を行う機関</p> <p>※大阪市では「こども相談センター」と称し、市内に3カ所設置し、4カ所目 の設置を進めております。</p>
*22	<p>大阪市休日夜間 障がい者・高齢者 虐待ホットライン</p>	<p>休日・夜間帯における障がい者・高齢者虐待の通報届出窓口</p> <p>※大阪市では、障がい者・高齢者虐待の通報届出について、24時間365 日体制で受け付けています。</p>
*23	成年後見制度	<p>認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方に対し、 法的に権限を与えられた成年後見人などが、本人に代わって福祉サービ スの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度 です。</p> <p>「法定後見制度（判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所により 援助者が選任される）」と、「任意後見制度（将来の判断能力の低下に備え て、あらかじめ自分の意志で契約しておく）」の2つの制度があります。</p>
*24	あんしんさぽーと事業	<p>認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、安心 して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、お住まいの区の社 会福祉協議会において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝 いする事業です。成年後見制度のような法的権限はありません。</p>
*25	大阪市成年後見支援 センター	<p>成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、「権利擁護支援の地域 連携ネットワーク」の中核機関として、成年後見制度の利用に関する相談、 市民後見人の養成・支援、地域の相談支援機関に対する後方支援などを おこな 行っています。</p>